

日本共産党を代表されました高木議員のご質問
にお答えいたします。

初めに、新政権発足についてであります。
急激な円高への対策や東日本大震災からの復旧・
復興などの難題が山積する中、野田新内閣が発足
いたしました。野田新総理の下、国民が安心して
暮らすことができるよう、景気回復を確実にする
ための政策を実施されるとともに、震災復興への
取組が遅れることのないよう、強く念願するもの
であります。

以上

次に、原子力発電からの撤退と自然エネルギーへの転換についてであります。

電力をはじめエネルギーは国民生活や企業活動を左右するきわめて必要なインフラであり、国は東日本大震災以降、「新成長戦略会議」でエネルギー政策の見直しを進めているところであります。

本市は、「福山市地球温暖化対策実行計画（地域施策編）」の基本施策として、「再生可能エネルギー等の普及促進」を掲げており、これまで、太陽光発電システムの補助等に積極的に取り組んでまいりました。

今後、地球温暖化対策として、自然エネルギーの普及促進に努めてまいります。

以上

次に、新たに設置した、「市民サービス向上意見交換会」についてであります。この意見交換会は、労使で意見交換を行う場であり、地方公務員法第55条第3項で禁止された、労使交渉の場ではありません。

管理運営事項を労使で意見交換をすることは、国における労使関係制度検討委員会において、メリットが挙げられております。

意見交換会は、これまで8月30日に一度実施しており、協議事項は、

「公用車の交通事故防止対策」

「汚泥再生処理センター」

「福山市総合計画後期基本計画」

「公共施設の最整備」についての4項目であります。

本市は、これまで、公募市民の皆様や、パブリックコメントから伺った意見、企業や各種団体などから伺う意見と同様に、労使の意見交換の場が出された意見も参考として、市の権限と責任において成案とし、議会にお諮りする中で、行財政改革の推進や、良質など市民サービスの提供に成果を挙げてまいりました。

今後とも市民サービスの向上に向け、全力で取り組んで参ります。

以上

次に、医療・福祉行政についてであります。

まず、介護保険制度についてであります。

介護保険は社会全体で支えあう制度として、サービス量の拡大等に伴い、保険料が連動する仕組みとなっております。

介護保険給付の国の負担割合の引き上げや、低所得者に対する介護サービスの利用者負担の軽減策につきましては、全国市町会を通じ、これまでも国に要望しているところであります。

次に、次期介護保険料の試算についてですが、保険料は、事業量等が確定をした後に算定が可能となるものであります。

現在は介護保険サービス事業量、事業費を算定していることであり現段階での試算は困難であります。

次に一般会計からの繰入についてですが、本年度、県内の自治体において、法定負担割合を超えて繰入れたところ、「介護保険のルールに違反する」との国・県からの強い指導により、繰入れ分は一般会計に戻されたと聞いております。

次に、24時間対応の定期巡回・随時対応サービスにつきましては、その事業内容について今後、国から介護報酬や具体的な基準が明らかにされることとなっております。

次に、介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、今後、国から示される詳細な基準など

を把握するなかで、具体的内容について検討してまいります。

以上

次に、国民健康保制度についてであります。

まず、広域化についてであります。

国民健康保険制度は、構造的に、加入者の平均年齢が高く、所得水準の低い人が多く加入しており、小規模な市町村ほど財政基盤が不安定で厳しい財政運営を余儀なくされております。

こうしたことから、広域化を推進することにより、医療費は保険税の平準化が図られ、保険財政の安定が期待できるものと考えております。

次に、広域化に伴う保険税の推計についてありますが、制度設計とのかかわりもあり、現状では、お示しすることは困難であります。

次に、保険税の引き下げにつきましては、基金の活用や一般会計からの特別な繰り入れなど最大限の財源の活用を図る中で、保険税額の抑制に努めてきたところであります。

次に、国・県に対する要望についてであります。

県に対しては、県内各市町と連携してする中で、広域化等支援方針の策定を働きかけてきたところであります。

また国に対しては、かねてより、全国市長会を通じ、国民健康保険制度の維持に向けて、広域化を着実に行うとともに、国の責任において、十分な財源措置を講じるよう要望を行っているところであります。

次に、資格証明書の交付についてであります。資格証明書につきましては、国の基準に加え、本市独自の適用除外基準を設けてきたところであり、交付に当たっては、実態調査や納税折衝を行う中で交付抑制に努めているところであります。

以上

次に、障がい者施策についてであります。

まず、相談体制の拡充につきましては、これまでも障がい者総合相談室に相談員の増員等拡充に努めてきたところです

市独自の専門職の配置については、相談支援事業所等、実際に支援を行う事業所に配置されることがより効果的であることから、考えておりません。

次に障がい者総合相談窓口以外の相談につきましては、障がい福祉課、あるいは支所保険福祉課の相談窓口等において、適切に対応しておりますが、その件数についての統計はとっておりません。

次に、障がい者総合相談窓口の成果などについてであります。障がい種別ごとに専門性のある相談支援事業所を集約したことにより、多様な障がいに対応できるようになったことが成果であると考えております。

次に、解決事例の施策への反映の具体例としましては、相談を受ける中で、家族や当事者が孤立しがちな状況があることから、情報の共有や連帯意識を醸成する集いの場を立ち上げる支援など行っております。

次に障がい者地域自立支援協議会についてであります。この協議会では、関係者が集まり、個別の事例を通じて明らかになった課題を踏まえて、支援体制の充実について、協議をしております。

なお、地域包括支援センターは、高齢者相談を基本としており、障がい者に関しましては、障がい者総合相談室などの専門機関が対応をしているところであり、地域包括支援センターへ障がいに関する専門相談員を配置することは、考えておりません。

以上

次に、商工労働行政についてであります。

市内企業の動向については、商工業者との懇談会や継続的など企業訪問などにより、様々なご意見をお伺いする中で、雇用情勢など実態把握に努めているところであります。

また、若年求職者にとって、経済・雇用情勢は、依然として厳しい状況にある中、若年者の雇用不安を払拭し、安心して働くことの出来る雇用政策は、国において、仕組みづくりを早急に行う必要があると考えております。

本市といたしましては、働く意欲のある若者の就労支援セミナーなどを開催するとともに、雇用相談窓口などでの職業相談も行っております。

引き続き、ハローワーク福山などと連携する中で就労支援に努めてまいります。

以上

次に、環境行政・放射能測定についてであります。

これまで、広島県が福山市を含め、県内7地点で、広域エリア調査を行っており、いずれの地点も放射線による健康への影響はないとされております。

また、モニタリングポストの増設につきましては、現在、広島県が配置について検討中であり、適切に配備されるものと考えております。

以上

次に、給食食材の安全確保、放射能汚染の測定についてであります。

子どもたちに安心・安全な給食を提供することは重要であると考えております。

現在、国の食品安全委員会においては、様々な放射性物質を総合した健康影響について累積の実効線量および生涯累積線量などを考慮した検討がなされております。

また、国が定めた福島県などの対象地域では、生産される農産物等を高精度の分析機器であるゲルマニウム半導体検出器を用いて、計画的に検査し、その結果を踏まえ、出荷制限などと措置により、流通する食品の安全性を確保しております。

今回、消費者庁から貸与される測定機器については、情報を収集し、検討したところですが、スクリーニングを目的とする簡易なものであり、その検査精度にも一定の制限があることが判明しております。

なお、地産地消につきましては、これまでも福山発の重点政策として取り組んできたところであります。

以上

次に、震災瓦れき処理についてであります。

国から、2011年（平成23年）4月8日に広島県を通じて、東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入量について照会があり現在の廃棄物処理施設の余剰能力について、回答したものであります。

今後、国が示す具体的など災害廃棄物の処理方針を注視し、市民の安全・安心を基本に、適切に判断してまいります。

以上

教育行政についてお答えいたします。

はじめに、教職員の健康管理についてであります。

入校退校時刻の記録のパソコン入力につきましては、正規の勤務時間を超える在校時間が月80時間以上になると画面が強調されるよう改良したソフトをすでに各学校に配布しております。

校長は、入校退校時刻の記録を参考として、業務の実施方法等について定期的に点検し、一部教職員に業務が偏らない適正な校務分掌と整えているところであります。

次に、校舎の耐震改修についてであります。

校舎の、危険性の高い施設である小学校25棟、中学校7棟、計32棟については二次診断が完了していない時点での、文部科学省の計算式により推計した棟数をお示ししたものであります。

今回、文部科学省からの、二次診断の実施の通知を踏まえ、小学校40棟、中学校10棟の二次診断の補正予算を計上しているところであります。

耐震化計画につきましては、工事方法、財政状況及び小中学校教育のあり方等を総合的に検討し、二次診断の結果、危険性が高いとされる施設については早期に整備できるよう、努めてまいります。

次に、中学生逮捕問題についてであります。

本市における中学生の逮捕件数及び人数は14件16名であります。内訳といたしましては、暴

行・傷害が 8 件、窃盗が 5 件、不法侵入が 1 件であります。

このうち、暴力行為を含め、万引き・窃盗など指導が行き届きにくい校外での事案が全体の約 7 割を占めております。問題行動の要因につきましては、

- ・感情のコントロールができにくい
 - ・コミュニケーションがとりにくい
 - ・規範意識が低く、我慢する力が弱い
 - ・問題を抱える者同士が集団化する
- などによるものと捉えております。

教育委員会といたしましては、学校の内外を問わない生徒指導の徹底に向け、学校。保護者・地域及び警察、青補協等の関係機関と一体的かつ組織的な活動を一層推進し、問題行動の減少に努めて参ります。

次に、少人数指導につきましては、よりきめ細やかな指導をするうえで有効であると捉えております。

本市独自で少人数指導を実施するための非常勤講師を配置しており、引き続き、きめ細かい指導に努めて参ります。

次に、中学校完全給食についてであります。

朝食の重要性については、食育の授業や朝食作りを学ぶ料理教室のほか、保護者を対象とした試食会等で呼びかけるなど摂取率を上げるよう指導しているところです。

中学校における朝食と弁当を関連づけるデータはありませんが、弁当を持参していない生徒については弁当の斡旋やパンの販売等各学校で対応をしているところです。

など中学校給食につきましても、困難な問題があり、現行のミルク給食を継続してまいりたいと考えております。

以上

次に防災対策と液状化対策についてであります。

まず、災害時要援護者の避難支援の進捗状況につきましましては、2007年（平成19年）3月、「地域における災害時要援護者の避難支援の手引き」を作成し、地域での主体的な取り組みをお願いし、2009年度（平成21年度）からは、希望される学区へ、市が把握した災害時要援護者の情報を提供しております。

本年8月末現在で、31学区に情報を提供し、この内、9学区では、個別支援プランの作成を終えております。

次に、避難所への自家発電装置等の配備についてであります。

学校や公民館などの避難所機能につきましましては、現在、ワーキングチームによる点検・見直し作業を行っているところであります。

次に、住宅の耐震化促進についてであります。

本市では、耐震診断をする費用の補助に加え、今年度から耐震改修費用についても補助する制度を設けたところであります。

東日本大震災以降は、多くの方から耐震相談が寄せられておりますが、補助の申請までには至らない状況であり、住宅の耐震化の必要性の啓発に努めてまいります。

次に、消防職員の増員についてであります。

現在、人員につきましましては、一定の整備はでき

ていると考えておりますが、今後とも、常備消防と非常備消防が一体となって活動し、地域住民の安心と安全に確保に努めてまいります。

次に、液状化対策についてであります。

今後、東日本大震災を踏まえた国や県の検証、検討結果との整合を図りながら、本市の地域防災計画に反映させてまいります。

以上

次に、中心市街地活性化についてであります。

本市では、備後圏の中核都市にふさわしい中心市街地の賑わいと活力を創出するため、計画的に都市基盤整備に取り組んできているところであります。

具体的には、ローズコムを含む中央公園の整備や久松通り・宮通りの美装化、さらにはアイネスフクヤマや駅前広場の整備などであります。

こうした取組により流動客も一部調査地点で増加に転じるなど、中心市街地の集客効果につながっていると認識しているところであります。

伏見町地区市街地再開発事業については、拠点性と求心力を備えた都市機能の集積が図られるよう、引き続き、準備組合等と連携しながら、状況に応じた効果的な支援を行ってまいりたいと考えております。

以上

次に、バルク港湾選定についてであります。

国際バルク戦略港湾に対応した整備は、国直轄で実施するものであり、現行の枠組みでは、受益企業が75%を負担し、残りを国・県が負担をすることとなっております。

企業負担を軽減したとしても、市の負担が発生するものではないと考えております。

なお、この整備費用につきましては、現在、調整中であると伺っております。

福山港・水島港は、鉄鋼石の部門で、西日本で唯一、国際バルク戦略港湾に選定されたものであり、今後、物流コストの軽減が図られることから、企業の国際競争力が強化され、地元企業の活性化や地域の雇用拡大につながるものと考えております。

今後とも、県や商工会議所、水島港の関係機関とも緊密に連携を図りながら、事業の推進に取り組んで参りたいと考えております。

以上

次に、幹線道路建設計画についてであります。

まず、福山道路の予算についてであります。

福山道路は、事業再評価等によって、事業の継続が認められており、予算は確保されるものと考えております。

次に、幹線道路網は、本市が持続的に発展するために、必要不可欠な都市基盤であることから、引き続き、事業者である国・県と一体になって整備を推進して参ります。

次に、福山道路の費用便益比についてであります。

本年中に、統合推計モデルによる将来交通需要が推計される予定と伺っており、本年度末までには、その推計値を基にした福山道路の費用便益比が、公表されるものと推察しております。

次に、訪問等に関する申し入れについてであります。

事業推進に当っては、関係者の理解と協力が不可欠であることから、事業者である県において、当然の対応をしているものと理解しております。

以上

次に、川南土地区画整理事業についてであります。

公共団体が施行する場合、地権者の同意を確認する手続きは法令に定められておりませんが、これまでも継続して、地権者の合意形成に努めてきたところであります。

こうした中、今回、県から国の同意を得た都市計画変更の決定及び事業計画変更の認可を受けたところであり、事業の実施に向けて、新たなスタートラインに立てたものと考えております。

次に、立ち入り調査等についてであります。

施行区域を変更するにあたって、2005年（平成17年）7月27日、土地立ち入りの公告と、関係地権者に対し通知を行い、同年8月3日から10月31日まで、立ち入り調査・測量を実施しております。

今後の実施設計等、必要な調査・測量につきましても、法に基づいて実施してまいります。

土地区画整理事業は、快適で良好な生活環境を確保する事業であり、生活環境整備そのものであります。

引き続き、早期の事業化に向けて、地権者の一層の理解が得られるよう取り組んで参ります。

以上

次に、鞆のまちづくりについてであります。

鞆地区道路港湾整備事業計画は、地元はもちろん、学識経験豊かな各分野の専門家や行政の知恵を結集して、鞆に暮らす人々の安心・安全を確保し、鞆の歴史・文化との調和を図るべく。度重なる議論と見直しを経て策定されたものであり、まさに、民意を踏まえた最善の計画であります。

この計画は、安心して通行ができる生活道路を始め、安全な漁業環境やフェリー関連施設を確保し、観光客の利便性の向上にも寄与するものであり、鞆の総合的なまちづくりへのプロローグであります。

引き続き、鞆の再生・活性化を願う地元住民の皆様とともに、強く推進してまいります。

以上

次に、人権・同和行政についてであります。

これまで、繰り返しお答えしてきたとおり、部落解放同盟福山市協議会への補助金につきましては、同和問題をはじめとした、さまざまな人権課題解決に有効であり、公益に資すると判断されるなかで、福山市補助金交付規則に基づき公布しているものであります。

福山市人権交流センターにおける事務所の使用許可につきましては、他の公共施設の使用許可と同様。当該団体の活動内容が福山市人権交流センターの条例の設置目的に合致していることや、センターの運営上支障がないことなどから、使用許可しているものであります。

各地域で実施されている住民学習会につきましては、市民の自主的。主体的な取組によりさまざまな人権問題を取り上げながら、学習会が展開されているところであります。

以上